

IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

(3) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

| | |
|--------|---|
| 支援内容 | <p>消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則としてその課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、要件に該当するときは、税務署に申請し税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。</p> <p>現行では、課税選択を行った場合は2年間の継続適用が必要ですが、本特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はなく、翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能となります。</p> |
| 問い合わせ先 | <p>・津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p> |